

令和 年度分 上場株式等の譲渡損失明細書

住所：豊橋市

氏名：

前年分の上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに上場株式等の譲渡損失がある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

特定譲渡損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

上 場 株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 金 額	①	円
上 場 株 式 等 に 係 る 譲 渡 損 失 の 金 額	②	
特 定 譲 渡 損 失 の 金 額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか小さい金額。)	③	

(備考)

1

「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った上場株式等の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

2

「上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄には、前年中において行った上場株式等の特定譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

※特定譲渡について、詳しくは裏面をご覧ください

この明細書は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

特定譲渡の範囲

特定譲渡とは、次に掲げるものをいいます。

- 1 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次号において「金融商品取引業者」という。)又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関(第三号において「登録金融機関」という。)への売委託により行う上場株式等の譲渡
- 2 金融商品取引業者に対する上場株式等の譲渡
- 3 登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの
- 4 第三十七条の十第三項又は第三十七条の十一第四項各号に規定する事由による上場株式等の譲渡
- 5 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による当該法人に係る法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人又は同条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人に対する当該上場株式等の譲渡
- 6 上場株式等を発行した法人に対して会社法第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡その他これに類する上場株式等の譲渡として政令で定めるもの
- 7 上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第六十四条の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡
- 8 上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売(会社法第二百三十四条第二項(同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。)による当該上場株式等の譲渡
- 9 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次号において同じ。)の営業所(国内にある営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。)に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者(次号において単に「外国証券業者」という。)への売委託により行うもの
- 10 信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者に対して行うもの